

千曲市告示第143号

千曲市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例（平成15年条例第164号）第9条第1項の規定により、一定期間を経過しても利用に供されていない自転車等について、次のとおり移送し保管するので、第9条第2項の規定により告示します。

令和6年12月26日

千曲市長 小川 修一

1 移送日

令和6年12月27日（金）午後2時から午後5時まで

2 対象自転車等

令和6年12月27日（金）午前10時までに添付した整理通告書が
同日午後2時現在で添付したままになっているもの

3 移送・保管場所

屋代駅前駐輪場内放置自転車置場